

# 日中一時支援重要事項説明書

(令和7年4月1日より)

このたびは、当会社をご指名いただきありがとうございます。

私どもは、ご利用者（ご本人）に対して日中一時支援サービスをご提供いたします。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおりご説明いたします。

目	次
1 事業者	1
2 事業所の概要	1
3 ご提供サービスとご利用料金	2
4 サービスご利用にあたっての留意事項	3
5 サービスのご利用方法	4
6 サービスに係る苦情等の受付	4

## 1 事業者

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 法人名   | 一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社             |
| (2) 所在地   | 江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわまち     |
| (3) 電話    | 011-387-5111                     |
| (4) 代表者   | 理事長 佐藤 功                         |
| (5) 設立    | 平成9年3月1日                         |
| (6) 事業所種別 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>移動支援<br>日中一時支援 |

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の名称・指定番号・サービス提供地域

事業所名	日中一時支援事業センター いきいき
所在地	江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわまち
電話番号	011-802-5004
開設年月日	平成20年4月1日
事業所番号	第0131000143号
通常の事業実施地域	江別市全域

- (2) 運営の方針

私どもは、ご本人のサービス利用目的に沿いつつ、個別の特性をふまえながら日中における活動の場を確保し、さらにはご家族の介護負担の軽減に向けてサービスをご提供いたします。

(3) 事業所の主な職種および職務内容

① 管理者(常勤職員)

管理者は、ご本人のお申し込みにかかる調整および事業所の業務の管理を一元的に行ないます。

② 支援従事者(嘱託職員、非常勤職員、在宅福祉サービス公社 さわやかサービス市民登録協力会員)

支援従事者は、ご本人へのサービスのご提供にあたります。

※さわやかサービスは、当公社の自主事業です。

高齢の方や障がいのある方、また産前産後や小さいお子様がいらっしゃる方で健康上や体力的な事情で家事援助を必要とする「利用会員」と、援助に当たる「協力会員」によって行なわれている市民参加による有償の活動です。

この「協力会員」の中から、日中一時支援サービスの支援従事者として専属のチームを組織して当公社の職員とともにサービスをご提供いたします。

(4) 事業所の営業時間およびサービス提供時間

営業日 (サービス提供日)	月曜日から土曜日まで。ただし、12月29日から1月3日までを除きます。(日曜日は要相談)
その他の休業日	特に必要がある時は休業日を変更し、または臨時に休業日を設定することがあります。
営業時間 (サービス提供時間)	① 各学校の下校時間から午後6時まで。 (市内小中学校の長期休校期間を除く平日) ② : 午前8時30分から午後6時まで

(5) 事業所の利用定員

事業所の一日の利用定員は、最大 10名とします。

### 3 ご提供サービスとご利用料金

(1) ご提供サービスの概要

迎 え : 学校から事業所まで、または自宅から事業所までの専用車でのお迎えと介助をします。(ご家族での対応ができない場合に限りです。)

なお、サービス終了後の送りは原則として行ないませんので、ご家族が事業所まで来所下さい。

状 態 把 握 : 連絡帳等によりご家族からの申し送り事項等の確認を行ないます。

アクティビティ : 身体を動かす活動(動的ゲームなど)、音楽的活動(音楽鑑賞など)、創作活動(絵かきなど)等、ご家族のご希望に沿いながら、ご本人が望む方法で一緒に過ごします。

ただし、療育訓練や集団レクリエーションなどのプログラムは、行ないません。

排 泄 介 助 : トイレ等での排泄を介助します。

食 事 介 助 : 休校期間の昼食時の介助をします。

ただし、食事のご提供は行ないませんので、お食事は予めご手配下さい。

家 族 懇 談 : ご家族同士や事業者との懇談、個別相談等 (随時)

(2) 利用料

当事業所の利用料は、右記の表のとおりで、自己負担額は当該サービスに要した費用の百分の十です。ただし、ご本人の負担上限月額額の範囲内において受領するものとします。

(3) その他の料金

ご利用者個人に要した教材費等が発生した場合は、その都度実費をご本人にご負担いただくことがあります。

(4) 利用料の変更

地域生活支援事業の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご本人の負担

額を変更させていただきます。

#### (5) 支払い方法

前記の利用料金は、1カ月ごとに計算してご請求いたしますので、次のいずれかの方法でお支払くださるよう、お願いいたします。

- ・金融機関口座からの自動振替（口座振替日：翌月15日）  
ご利用できる金融機関 ～ 郵便局・北洋銀行・北海道銀行・北海道信用金庫
- ・下記指定金融機関への振込み（振込期限：翌月末日まで）  
指定金融機関 ～ 郵便局・北海道信用金庫

○詳細は、改めてお知らせいたします。

<利用料金> ( )内は自己負担額です。 (単位：円)

区 分		4時間以下	4時間を超えて8時間以下	8時間を超える
身体障がい者・知的障がい者	区分なし	1,260 <b>(126)</b>	2,510 <b>(251)</b>	3,770 <b>(377)</b>
	区分1	1,260 <b>(126)</b>	2,510 <b>(251)</b>	3,770 <b>(377)</b>
	区分2	1,260 <b>(126)</b>	2,510 <b>(251)</b>	3,770 <b>(377)</b>
	区分3	1,450 <b>(145)</b>	2,880 <b>(288)</b>	4,320 <b>(432)</b>
	区分4	1,600 <b>(160)</b>	3,190 <b>(319)</b>	4,790 <b>(479)</b>
	区分5	1,940 <b>(194)</b>	3,880 <b>(388)</b>	5,810 <b>(581)</b>
区分6	2,280 <b>(228)</b>	4,550 <b>(455)</b>	6,830 <b>(683)</b>	
療養介護対象者等		12,270 <b>(1,227)</b>		18,400 <b>(1,840)</b>
遷延性意識障がい者等		7,160 <b>(716)</b>		10,740 <b>(1,074)</b>
送迎加算(片道：障害支援区分は問いません)			540 <b>(54)</b>	
行動援護支給決定加算(1回あたり)			1,000 <b>(100)</b>	

区 分		2時間以下	2時間を超えて4時間以下	4時間を超えて6時間以下	6時間を超えて8時間以下	8時間を超える
児童	区分1	1,260 <b>(126)</b>	2,510 <b>(251)</b>	3,770 <b>(377)</b>	4,390 <b>(439)</b>	5,480 <b>(548)</b>
	区分2	1,520 <b>(152)</b>	3,040 <b>(304)</b>	4,550 <b>(455)</b>	5,310 <b>(531)</b>	6,630 <b>(663)</b>
	区分3	1,940 <b>(194)</b>	3,880 <b>(388)</b>	5,810 <b>(581)</b>	6,780 <b>(678)</b>	8,470 <b>(847)</b>
送迎加算(片道：障害支援区分は問いません)				540 <b>(54)</b>		
行動援護支給決定加算(1回あたり)				1,000 <b>(100)</b>		

上記の「利用料金」は、送迎時間を除く事業所での滞在時間で設定しております。

※ベースアップ等支援加算(2.8%)をご利用料金の合計額に加算しご負担いただきます。(1円未満の端数切捨て)

#### (6) キャンセル料

利用予定日に体調不良等で利用を中止される場合は、キャンセル料が発生しますので下記の時間までに事業所へご連絡下さい。

利用予定前日18：00までにご連絡いただいた場合 (土日祝日、長期休暇)	無料
利用予定当日12：00までにご連絡いただいた場合 (平日)	無料
上記以降にご連絡いただいた場合	500円

## 4 サービスご利用にあたっての留意事項

- ① 病時の預かりについては医師から外出可能であること、他の人に感染しないことの承諾をご家族においてご確認下さい。
- ② 服薬介助についてはご家族の補助介助として行なうことを別紙にてご承諾下さい。
- ③ 指定された場所での喫煙にご協力下さい。
- ④ 政治活動、宗教活動、営利活動は、ご遠慮下さい。
- ⑤ 不要な貴重品の持ち込みは、ご遠慮下さい。

- ⑥ タオル等、ご利用者が個別にご使用になる物は、ご家族で現物準備をお願いいたします。
- ⑦ ご本人以外の同伴児は原則としてお引き受けできませんので、ご理解下さい。
- ⑧ 職員・協力会員へのお心付けは、一切ご無用ですのでご協力下さい。

## 5 サービスのご利用方法

### (1) サービス利用予定表の提出

翌月のご利用予定日を別紙「月間サービス利用予定表」にて前月の20日迄にご提出下さい。

### (2) サービス利用の変更・追加

サービスご利用の変更・追加のお申出につきまして、事業所の実働状況によりご希望される日にサービスをご提供できない場合があります。

### (3) 事故への対応

- ① サービス提供中(送迎時を含む)にご本人の事故等が発生した場合は、職員が速やかに対応し、必要に応じて医療機関への受診援助等を行ないます。  
この場合において、医療機関に対してご本人およびご家族の個人情報伝えることがございますので、あらかじめご了承下さい。
- ② 事故等の発生につきましては、速やかにご家族にご連絡させていただきますが、緊急を要する等の状況によっては、ご連絡が前後する場合がありますことをご了承下さい。

## 6 サービスに係る苦情等の受付

### (1) 私どもの日中一時支援サービスに対する苦情を承ります

	あらいりよく	電 話	(011)387-5111
担当者	荒井 緑	FAX	(011)387-8655

### (2) 苦情の処理

苦情をいただいた場合は、ただちに担当者がご家族等に連絡をとり、訪問等で詳細な事情をうかがい、その内容によって迅速に対応いたします。

### (3) その他

外部にも苦情等相談窓口がありますので、こちらもご利用下さい。

○江別市健康福祉部福祉課障がい福祉係	電 話	(011)381-1031
	FAX	(011)381-1073

令和 年 月 日

日中一時支援事業の提供開始にあたり、ご利用の方に対して契約書および本書面に基いて重要な事項をご説明いたしました。

事業者

所在地 江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわかち

名 称 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社  
(事業所：日中一時支援事業センター いきいき)

説明者氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から日中一時支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

ご契約者

氏 名

(ご利用者との関係： )

ご利用者氏名

## ご利用にあたってのお願い

### [連絡方法]

- ・ 利用予定日に体調不良等で利用を中止される場合は、当日の午後12時00分(土日祝日及び長期休暇中は前日午後6時)までに事業所へ電話またはFAXでご連絡下さい。  
上記以降の連絡については、キャンセル料が発生いたします。
- ・ ご利用中の様子や事業センターからの連絡事項は、その都度お渡しする連絡ノートに記載してお伝えします。また、ご家族がお迎えに来られた際にスタッフから口頭でもお伝えします。
- ・ ご家族からもお気付きの点等があればお気軽に、お電話や連絡ノートでお伝え下さい。

### [送迎方法]

- ・ (休校期間中等)直接、事業所にお子さんを連れて来る場合は、必ず2階の事業所(部屋)入口でスタッフにお子さんをお引き渡し下さい。
- ・ お迎えに来られた際は、お子さんの私物の確認をスタッフと一緒に  
行なって、事業所の書類の利用確認欄をお確かめのうえ、印鑑を押して下さい。

### [持ち物の用意]

- ・ お手数ですが、持ち物には、必ずご本人のお名前をお書き下さい。
- ・ 利用中に使用される下着等の着替え、湯呑みカップ・おしぼり・フェイスタオル等はその都度、ご用意ください。予備の着替えについては必要に応じて一回分をお預け頂ければ、事業所で保管します。
- ・ 特にこだわりのある玩具等の持参に際しては、取り扱い方も含めてご相談下さい。
- ・ 活動期間中に服用が必要なお薬がありましたら、必ずスタッフに手渡して下さい。

### [届出内容の変更]

- ・ 事前にお届け頂いた「支援計画情報」等の内容について変更のある場合は、速やかにスタッフにお知らせ頂き、スタッフで確認をさせて下さい。

日中一時支援事業センター いきいき

住所：江別市大麻沢町5番地の6  
電話：802-5004 FAX：387-8655